

お知らせ

9月10日は下水道の日 げすいどうめぐりめぐって またあおう！

(令和4年度下水道推進標語)

■下水道に接続するために

下水道が整備された後、宅内の排水設備の工事をするときは、工事予定者に指定工事店かどうか確認の上、設計・見積りを依頼してください。指定工事店は、上下水道課の窓口やホームページで確認できます。

■補助金制度

下水道による水洗化を促すため、次の補助金が利用できます。各種要件は、問い合わせください。

▽水洗便所など改造資金融資あっせん

および利子補給制度

▽宅地内汚水ポンプの補助金制度

▽私道への下水道設備設置助成制度

■下水道の「休止・再開」制度

長期間下水道を使用しないときは「休止届」を提出すると、水道などの使用量が0mの場合に下水道使用料が無料になります。届け出がない場合は水道などを使用しなくても、下水道使用料（基本料金）が発生します。再び下水道を使用するときは「再開届」を提出してください。

■下水道の「廃止」制度

下水道に接続していた建物を解体するなど下水道を使用しなくなる場合は、取付管に雨水や土砂が入らないように閉栓し、下水道に接続する前と同じ状態にして「廃止届」を提出してください。また、閉栓が確認できる写真の提出をお願いします。

下水道を利用の方へ

流さないでください

下水道の管が詰まります

- ・水に溶けにくい紙やおむつなど
- ・台所のごみ（野菜くずや残飯）やてんぷら油など

爆発などの恐れがあり危険です

- ・アルコールやガソリン、石油などの揮発性の高い危険物

詰まりの原因になります

宅内排水設備の近くの植樹

問 上下水道課（内線3336）

お知らせ

9月10日は「屋外広告物の日」 屋外広告物のルールを守りましょう

■屋外広告物の提出

屋外広告物を提出するためには許可および手数料が必要です。（自家広告物で10m以下など一部例外もあり）

■定期的な点検を

全国では、看板を固定する部分の腐食によってビルの看板が落下し、歩行者が重傷を負った事故の事例報告もあります。自分の店舗などの看板が誰かを傷つけないためにも、屋外広告物の設置者（管理者）は定期的な点検を行いましょう。

また、許可期間更新申請時には有資格者による安全点検の実施と自己点検報告書の提出が義務化されています。この点検により異常が認められ改善されない場合は、原則更新を許可しません。

■実態調査および除去に取り組んでいます

許可していない、著しく老朽化しているなど、問題のある屋外広告物を調査しています。また、信号機やガードレールなどの禁止物件に掲出されている「張り紙類」「立て看板」などの違法物件の除去を行っています。禁止物件には掲出しないようにしましょう。



問 都市計画課（内線543）